

序

向井健先生は、一九五五年四月に法学部副手に就任されて以来、一貫して日本法制史の研究と教育に従事され、一九九六年四月をもって退職を迎えられる。実に四一年の長きにわたり法学部の専任者として活躍された。

向井健先生の法制史学の特徴は、法学部の伝統を継承し、厳格な実証主義的研究にある。先生の研究は、厳密な史料批判と広範な資料の探索の上に築かれたものである。「史料は史料をもって語らしめよ」とは、先生の文章のなかにはしばしば現れる座右の言葉である。歴史研究における実証主義は、単に史料に対する興味に終わるものではない。それは、厳格な史料操作、事実の解明、深い洞察に基づく論理の構築の彼方に、新しい世界を想定している。そのような未来への情熱なくして過去を見ることはできない。私は近代中国政治史を研究している。研究の対象は異なるが、政治史の研究者としての立場から先生の論文を読み、学部において日頃から先生に接するなかで、私は法制史家としての先生の学風と態度に大いに共鳴を覚えるとともに、先生の学問に対する情熱を見いだしてきた。

向井健先生的主要な研究対象は、明治時代の法典編纂史とそれに関連した人物の研究である。日本における近代法の揺籃期である明治の法典編纂、特に民法・家族法、商法などの私法領域にかんし、先生はこれらの法典の草案段階から着目し、編纂着手時期、その作業方針や手順を解明され、学界に大きな貢献をされた。先生によって明らかにさ

れた多くの新しい事実は今日学界の共有財産になっている。

このような研究の過程で、またそれを推しすすめるために、向井健先生は多くの未見史料の発掘に努力された。このことは、巻末の業績表のなかで確認される。さらに先生は、以上の研究の一環として立法者や草案起草者として著名な法律家や政治家の人物研究においても多くの業績を残された。以上の研究の集大成として、先生は一九八四年大阪大学に学位請求論文「日本近代法体制形成過程におけるポアソナード」を提出され、法学博士の学位を受けられた。日本法制史学は長い伝統のある学問領域ではあるが、明治以後の近代が研究の対象として認められたのはそう昔のことではない。それが認知されるためには先人のたゆまぬ努力があった。我が法学部の故手塚豊教授はその先駆者の一人である。向井健先生がそれを引き継ぐ世代の学者としてその学問領域の一層の深化と対象の拡大に果たされた役割は学界で高く評価されている。先生は長年にわたり法制史学会理事を務められ、特に一九九二年より二年間同学会の代表理事として学会を指導された。

向井健先生は、学内においても多くの重要な仕事を担当された。法学部の学問の源泉である『法学研究』、『法学政治学論究』の編集委員長を長年にわたり務められた。先生はまた、八年間通信教育部副部長としてご尽力された。先生が毎回の教授会においてあの歯切れのよい、大きな声で通信教育部の活動について報告される姿は忘れられない。先生は現在も義塾の生活協同組合理事長である。

人にはいろいろな出会いがある。学生が大学で初めて接した先生の印象は強く心に刻まれる。また、自らの教師としての立場を振り返ってみると、最初に持った講義についての思い出は尽きない。先生と私の出会いは、まさにこのような状況においてであった。先生は、一九六〇年に専任講師として初めて政治学科の法学を担当された。私はそのときの学生であった。私は法律学科に入学したが、自らの学問的関心にしたがって二年生のとき政治学科に転科した。それは、一九六〇年の安保闘争の年であった。政治的喧騒のなかで法学の基礎を諄々と説かれる若き日の先生の姿が

私の心に鮮明に残っている。講義のあと、時には安保闘争に伴う法律上の問題を先生に尋ねたことがある。それは恐らく法律上の問題としては愚問であつたかもしれない。しかし先生は、しばらく考え、穏やかな調子で答えてくださった。そのようなわけで、私は先生の最初の学生であつたが、どれだけ先生の印象に残っているかわからない。しかし、先生の講義の思い出は三〇年あまりたった今も私の記憶を離れない。

そのような向井先生がいま定年という誰も避けることのできない事情で学部を去られようとしている。その寂しさは禁じえない。ここに、敬意とねぎらいの気持をこめてこの序文を向井健先生に捧げ、先生の今後のご健康とご活躍を願う次第である。

一九九六年 一月

法学部長 山田辰雄